

調 査 の 概 要

1 調査の目的

県内公・私立高等学校及び特別支援学校高等部への入学状況を明らかにし、教育行政上の基礎資料とする。

2 調査の対象

県内公・私立高等学校及び特別支援学校高等部

3 調査の期日

平成21年4月10日現在（ただし、通信制課程は5月1日現在）

4 調査事項

- (1) 小学科ごと、選抜方法（募集方法）ごとの男女別、県内県外別、卒業年度別入学状況
- (2) 年齢別入学状況（通信制課程のみ）

5 調査の方法

県内公・私立高等学校及び高等部をもつ特別支援学校へ調査票を配布し調査した。

6 用語の説明

(1) 入学志願者数

募集に応じて入学願書を提出した者の数である。同一人から推薦（専願）選抜（特待生検査による選抜を含む。以下同じ。）と一般選抜との両方に願書の提出がある等、複数の選抜方法への出願があった場合はそれぞれの選抜方法ごとに入学志願者として計上する。

なお、公立高等学校の推薦選抜において、同一人物から特別推薦選抜と一般推薦選抜の両方への出願があった場合は1人の推薦選抜入学志願者として計上する。

志望校の志願変更があった場合は、志願変更後の学校への志願者とする。

第1・第2志望制をとる学校においては、入学選抜の結果、第2志望の学科に合格した者は、第1志望の学科の入学志願者とせず、実際に合格した第2志望の学科の入学志願者として計上する。（第1・第2志願の両学科に不合格の場合は、第1志望の学科の入学志願者とする。）

(2) 受検者数

実際に受検した者の数である。同一人が複数の選抜方法を受検した場合、特別推薦選抜と一般推薦選抜の両方への出願があった場合及び第1・第2志望制をとる学校は、入学志願者数の場合に準じて計上する。

(3) 合格者数

入学者選抜の結果、入学許可予定者として合格発表された者の数である。

(4) 入学許可者数

入学に必要な手続を完了した者の数である。合格者でも入学許可されなかった者は除外する。転入学者は含めない。入学許可された者が、調査期日現在までに転出した場合でも入学許可者として取り扱い転出先の学校には含めない。調査期日現在までに入学許可取消しとなった者は除外する。補欠入学者については、合格者数には計上しないが入学許可者数には計上する。